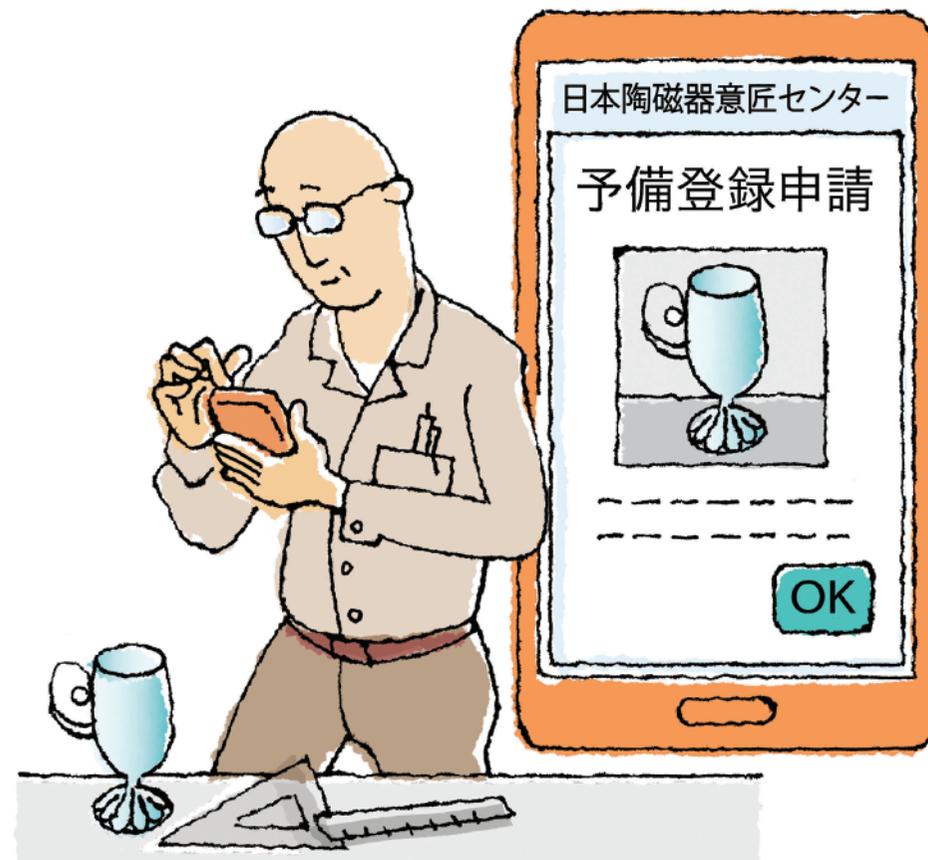


.....
注意事項 予備登録のご利用にあたって、下記項目をご確認ください
.....

- ㉔ 「予備登録」は保全登録ではありません。〈㉔参照〉
- ㉕ 写真を受付、日付確認しますが、新規性に関する審査は行いません。
新規性の審査を即時希望される方は、従来通りの「保全登録」の申請をお願いします。
- ㉖ 類似製品が発見された場合、対応を始めるにあたって、登録意匠の新規性を調査確認し、その上で類否の判断を行います。
- ㉗ この制度の利用期間は、3年間です。
*1年ごと、期間満了の1ヶ月前に、予備登録継続の有無についてメールにて確認します。
*4年目以降の保全を希望される場合は、3年目の期間内に保全登録審査を申請してください。
- ㉘ 「保全登録」と「予備登録」との違い
保全登録：申請意匠の新規性（オリジナリティ）を審査。
類似意匠に対して、その新規性を犯すことがないよう、申し入れることが出来る。
予備登録：新規性の確認なし。発表者及び発表年月日の証明を得られる。〈㉔参照〉
- ㉙ 「陶磁器意匠の予備登録規定」及び「料金表」を用意していますのでご請求ください。
(送料：メール添付は無料、郵送の場合は切手200円分をお送りください)



公益財団法人日本陶磁器意匠センターの事業ご紹介

本財団は1956(昭和31)年、第二次世界大戦後に驚異的な成長を遂げた我が国陶磁器産業の、秩序ある健全な発展を実現すべく創設された、意匠保全を主事業とする専門機関です。2013(平成25)年4月、「公益財団」に移行しました。

創設以来、保全登録した陶磁器意匠は10数万件(食卓台所用品、ノベルティ、タイル)。その内、食卓台所用品の約9万件を意匠分類し、データベースを構築しています(ご利用可能です)。

このほか、商標・実用新案・著作権等の知的財産権のご相談を受けています。

また、蔵書(2500冊)の公開も行っています(下記HPに蔵書リストを公開しています、ご覧ください)。

皆様からのお問い合わせ、登録申請をお待ちしています。

公益財団法人日本陶磁器意匠センター | 461-0002 愛知県名古屋市東区代官町39番18号
TEL: 052-935-7234 FAX: 052-935-4528 Email: info-mail@pottery-design.jp
<http://www.pottery-design.jp>

意匠保全の新たな仕組み

予備登録制度のご案内

日本陶磁器意匠センターの新制度

《予備登録制度のご案内》

予備登録制度とは、「新作を発表する」

「デザインを顧客に見てもらおう」といった際に、

自身のデザインを守るための

簡単・低料金な新しい保全制度です。

「自己の意匠」として主張するために大切なことは、

「先使用の証拠」です。

そのためには……

新規デザインの「発表者」「発表年月日」の証明が

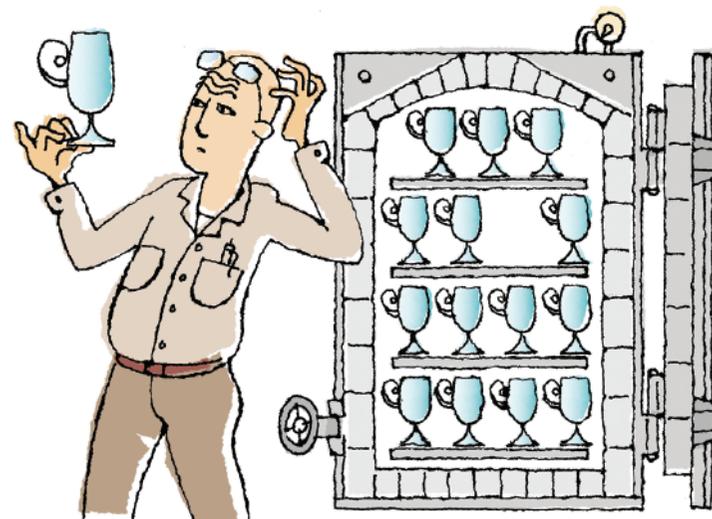
第三者から得られること。

「予備登録」は、この「証明」を得る近道です。

当財団への写真登録が大切な証拠となります。

予備登録 の 効果

デザインの考案者として、「発表年月日」の証明が得られます。
デザイン考案の「先後」について、明確にすることが出来ます。
以上を「先使用の証拠」として、類似意匠の実施（製造・販売）停止を
求めることが出来ます。（不正競争防止法を活用）
上記に関して、申し入れ書作成を意匠センターに依頼できます。



イラスト：クレメンス・メッツラー

申請手続きの流れ

① 申請者

新規製品の写真（JPEG/3MB以内）
を、意匠センターへメールでお送
りください。 *注意事項⑧参照

【申請専用アドレス】

shinsei@pottery-design.jp

「組物」「シリーズ」の意匠は、条件を
満たせば、1件として受け付けます。
詳細は当センターにお尋ねください。

*注意事項⑨参照

〈予備登録規定第9条、第10条参照〉

② 意匠センター

写真と送信者・送信日を確認後、
返信メールにて、写真受領の連
絡、および手数料の請求をさせ
ていただきます。

③ 申請者

手数料をお振り込みください。

1件につき

1,080円 / 1年間

④ 意匠センター

入金確認後、受付確認書「予備
登録証」を申請者へ郵送します。
その後、本財団ホームページ内
〈予備登録弘報〉に掲載します。

〈予備登録弘報〉には、意匠の特徴・
発表年月日・申請者名などを掲載し
ます（申請意匠の写真掲載はいたしません）。